

# 六甲アイランドまちづくり協議会規約

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 本会は、六甲アイランドまちづくり協議会と称する。

### (目的・基本活動指針)

第2条 本会は、六甲アイランドまちかど会議将来部会のまちづくり提言や、神戸市議会において採択された地区計画見直しの陳情の趣旨をいかし、六甲アイランドが、その良好な景観と快適な環境を維持・発展させ、より安全で住み良いまちとして発展することに寄与するために、六甲アイランドにおける21世紀のまちづくりのための諸策の提言・策定を目的とする。

2 本会は、居住者、地権者、事業者など六甲アイランドの住民・企業に対して幅広く参加を呼びかけると共に、六甲アイランドCITY自治会、各街区管理組合、他の六甲アイランド内の諸団体、並びに神戸市・東灘区役所他の関係行政機関と連携しながら活動するものとする。

### (事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- ① 地域住民に開かれた討議の場づくりと広報活動
- ② 既存の地区計画・景観計画他地域まちづくりの経緯の確認・検討研究及び協議
- ③ まちづくり構想の確認・修正・策定
- ④ まちづくりルールの確認・修正・策定
- ⑤ まちづくり構想に基づくものづくりの推進
- ⑥ 六甲アイランドの21世紀のまちづくりに関する諸課題の検討、行政への提案

### (地域)

第4条 本会の対象地域は以下の地域とする。

神戸市東灘区向洋町中1～9丁目

### (事務所)

第5条 本会の事務所は神戸市東灘区向洋町中2丁目8番地「RICふれあい会館内」におく。

## 第2章 組織

### (会員の構成)

第6条 次の各号に掲げるものを会員とする。

- ① 地域内に居住する者及び地域内において事業を行う者
- ② 地域内に土地・建物を所有する者

### (委員及び役員等)

第7条 本会は次の委員で構成する。

委員は、各街区管理組合並びに各種団体の推薦の委員を含め40名以内とする。

2 委員の中から、本会に次の役員、監事及び事務局スタッフをおく。

委員長 1名      副委員長 若干名      事務局長 1名      会計 1名  
監事 2名      事務局スタッフ 若干名

### (役員の任期等)

第8条 役員の任期は原則2カ年とする。再任を妨げない。

### (役員の選任)

第9条 役員の選任は、次の各号に掲げる方法で行う。

- ① 役員及び監事は、総会において選出する。但し、街区住民代表としての委員は街区よりの代表者名簿の提出をもって行う。
- ② 委員長、副委員長、事務局長及び会計は、役員の互選により選出し、総会で承認を得る。

### (役員の職務)

第10条 役員の職務は、次の各号に掲げるものとする。

- ① 委員長は、本会を代表し、会務を総理する。
- ② 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に支障ある時は、その職務を代行する。

- ③ 事務局長は、本会の事務を行う。
- ④ 会計は、本会の会計事務を行う。
- ⑤ 委員は、会務を分担し、本会の運営を図る。
- ⑥ 監事は、会計を監査し、総会において会員に報告する。

### 第3章 会議

#### (会議)

第11条 本会は、次の会議により運営する。

- ① 総会
- ② 委員会
- ③ 運営会

#### (総会)

第12条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

- ① 定期総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に、臨時総会は必要に応じ委員会の決議を経て、委員長が招集する。
- ② 総会の議長は委員長、又は、委員長が指名するものがこれにあたる。
- ③ 総会は次に掲げる事項を審議する。
  - ア 役員の選出
  - イ 年度別事業計画および事業報告
  - ウ 年度別収支予算および決算報告
  - エ 会計監査報告
  - オ 規約の制定および改定
  - カ その他の重要事項
- ④ 特に重要な事項については、関係会員へのアンケート調査等により意見を求めるものとする。
- ⑤ 総会の議事は、出席者の過半数の賛成で決定する。

#### (委員会)

第13条 委員会は、原則月1回委員長が招集し、本会の運営について必要な事項を決定する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席(委任状を含む)で成立し、出席者の過半数で決する。
- 3 委員会の議長は委員長、又は、委員長が指名するものがこれにあたる。
- 4 運営会は、総会や委員会等の議事を準備するために開催する。

#### (専門部会)

第14条 委員会は、必要に応じて専門部会を設置することができる。

- 2 専門部会を設置した場合は、次期総会においてこれを報告し、承認を得る。

### 第4章 会計

#### (会計)

第15条 本会の経費は、助成金・寄付金・その他の収入をもって充てる。

#### (会計年度)

第16条 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

### 第5章 補則

#### (補則)

第17条 委員会において、この規約を実施するための運営規定を定めることができる。

- 2 特定の政党や宗教に偏ることなくまた営利を目的とするような行為を行わない。
- 3 この規約に定めのない事項については、委員会で協議することとする。

#### (休会・解散)

第18条 本会は、総会において決議された場合に、休会又は解散することができる。

#### (付則)

本規約は、平成24年6月9日から実施する。

(平成19年5月13日、平成21年6月13日、平成23年6月11日、平成24年6月9日 改定)